教育民生委員協議会記録					
開	会	年	月	日	平成24年 2月16日
開	会	Ħ	寺	刻	午後 0時59分
閉	会	Ħ	寺	刻	午後 2時35分
					◎中村豊治○上田修一 野崎隆太 吉井詩子 吉岡勝裕
出席委員名					藤原清史 黒木騎代春 宿 典泰 中山裕司
					(西山則夫議長)
欠	席	委	員	名	なし
署		名		者	_
担	当	書	ŧ	記	中川浩良
	議			件	1伊勢市障害福祉計画(案)について
協		案			2第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画その後の経過
					について 3福祉医療費助成制度の改正(案)について
					4 伊勢市教育振興基本計画(案)について
			È		5 伊勢市スポーツ推進計画(案)について
					6 伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会の設
					置について (報告案件)
					7保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について (報告案件)
					(報日来円) 8倉田山公園野球場の改築について(報告案件)
					9 北浜幼稚園の休園について(報告案件)
		明		nmi/	教育長 健康福祉部長 健康福祉部次長 障がい福祉課長
	説				障がい福祉課副参事 介護保険課長 医療保険課長
			員		医療保険課副参事 教育部長 教育次長 教育総務課長
					学校教育課副参事 生涯学習・スポーツ課長
					生涯学習・スポーツ課副参事 ほか関係参与

協議の経過ならびに結果概要

中村委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「伊勢市障害者福祉計画(案)について」「伊勢市第6次老人福祉計画・第5次介護保険事業計画その後の経過について」「福祉医療助成制度の改正(案)について」「伊勢市教育振興基本計画(案)について」「伊勢市スポーツ推進計画(案)について」を順次協議題とし、当局から説明を受けた後、若干の質疑を行った。また、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会の設置について」「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」「倉田山公園野球場の改築について」「北浜幼稚園の休園について」の報告を受け、協議会を閉会した。

(※中山委員 退室:午後2時05分、入室:午後2時08分)

開会 午後0時59分

◎中村豊治委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は9名でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市障害者福祉計画(案)について」「伊勢市第6次老人福祉計画・第5次介護保険事業計画その後の経過について」「福祉医療助成制度の改正(案)について」「伊勢市教育振興基本計画(案)について」「伊勢市スポーツ推進計画(案)について」以上5件、また報告案件といたしまして「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会の設置について」「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」「倉田山公園野球場の改築について」「北浜幼稚園の休園について」以上4件の報告でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市障害者福祉計画(案)について】

◎中村豊治委員長

それでは、「伊勢市障害者福祉計画(案)について」を御協議願います。 当局から説明をお願いいたします。 教育長。

●宮崎教育長

本日は教育民生委員会に引き続き、協議会を開催していただきありがとうございます。 御協議いただきます案件は、伊勢市障害者福祉計画(案)について、ほか8件でございます。 なお詳細につきましては、それぞれ担当課より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

それでは、「伊勢市障害福祉計画(案)」について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料1-1をごらんください。

まず、1の計画策定の目的でございますが、平成21年3月に策定した「伊勢市障害者保健福祉計画」のうち、障害者自立支援法を根拠とした「伊勢市障害福祉計画」を根拠とする部分について、策定するものでございます。

次に、2の計画策定の根拠法令は、「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」の策定に係る根拠法令をそれぞれ記載いたしております。

3の計画策定の体制等につきましては、広く市民からの意見を聴取し、福祉施策の推進を図るため、伊勢市障害者計画策定懇話会を設置することとなっていますことから、障がい者関係団体、福祉・医療の関係者、学識経験者などで組織する懇話会で検討をいただき、計画に反映いたしております。

さらに、平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置付けられることを踏まえ、「第3期障害福祉計画」の策定に当たっても、意見を聴くよう努めることが望ましいとされましたことに伴いまして、自立支援協議会から意見をいただいております。

4の計画期間でございますが、平成24年度から平成26年度までの3カ年となっております。

なお、「伊勢市障害者保健福祉計画」における障害者基本法の「市町村障害者計画」を根拠とした部分については、当初の計画期間である平成29年度まで継続することとなります。

5の計画の主な内容ですが、資料1-2、伊勢市障害福祉計画(案)のとおりとなっております。平成21年3月に策定の「伊勢市障害者保健福祉計画」の基本理念、基本施策、障がい者施策の今後の方策など計画内容の基本的な考え方の変更は行わず、障害福祉サービス需要量の見込み量確保のための方策につきまして、見直しを行ったところでございます。

なお、数値目標の考え方は、国の基本指針及び法改正の動向等を踏まえ、現状把握に基づき設定しております。

次に、6の今後の予定でございますが、3月に計画書の公表及び配布、さらには伊勢市地域自立支援協議会の懇談会を開催し、法改正に伴うサービス内容及び利用方法の説明と計画書の説明を行う予定でございます。

それでは次に、計画(案)に移らせていただきます。

資料1-2をごらんください。

まず2ページでございます。障害者自立支援法に基づきます計画策定の背景を掲げております。

次に3ページ、計画の位置付けでございます。本計画は、「伊勢市障害者保健福祉計画」の障がい福祉 サービス分野における実施計画となっております。

4ページでは、本計画の期間で平成24年度から26年度までの3カ年となっています。

なお、国の「第3期障害福祉計画の考え方」では「障害者総合福祉法(仮称)が平成25年8月までの 実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。」と示されていますことから、 今後、国の動向により、計画の根幹となる法律や制度の大幅な変更が生じた場合は、適宜見直しを行う予 定としております。

6ページから 11 ページにかけまして、伊勢市の人口、障がいのある人の状況、伊勢市の福祉施設の状

況を掲載しております。

14ページから15ページにかけましては、障害者自立支援法の一部改正などにより、平成23年10月と 平成24年4月に施行されるサービスについて、本計画の見直しにあたっての主な変更内容をまとめております。

主な改正点は、4月から相談体制の充実を図るため「計画相談支援の対象者」が大幅に拡大されます。 「計画相談支援」は、原則として3年間で段階的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を 対象に、サービス利用計画の作成とモニタリングを実施する事業です。

さらには、相談支援体制の強化をするため、基幹相談センターを設置することができるとされました。 今後、センターの設置方法につきまして、平成24年度に検討していく予定です。

16ページから55ページまで障がい福祉サービス需要量の見込みを掲載しております。構成としまして、国の基本指針におけるサービス量の見込み方、現状と課題、サービス利用実績、サービス需要量の考え方、サービス見込み量、サービス見込み量確保のための方策としまして、目標達成のため具体的にどのような方策を行うかを記載しております。

また、数値目標の考え方は、国の基本指針及び法改正の動向等を踏まえ、現状把握に基づき設定しております。

次に、58ページに計画の推進体制を掲げています。

60ページから62ページにかけましては、計画策定の体制を掲げています。

以上、伊勢市障害福祉計画(案)の概要につきまして御説明を申し上げました。何とぞよろしく御協議 賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

すみません、冒頭に申し上げなければならなかったのですけれども、資料1-1で先ほど課長のほうから、4番というところで計画期間というふうな説明がございました。

皆様の資料のほうで計画期間が3、また4、5と番号が一つずつ記載が間違っておりましたので、訂正 いただきますようにお願い申し上げます。

申し訳ございませんでした。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。 黒木委員。

○黒木騎代春委員

この計画策定に当たって、市民からの意見、懇話会、それから重要だと思うのは自立支援協議会などの 意見を十分聞いて、反映するようにということで、伊勢市もそういう姿勢で臨んでいただいたということ なのですけれども、その意見の内容について、主なようなことを聞かせていただきたいと。

そしてそれに基づいて当初の草案というのですか、それに反映させていただいたような、そういう工夫

については経過もわかるように教えていただけたらなと思います。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

自立支援協議会の御意見、どのような意見であったかということでございますが、入院中の退院可能、 精神障害者の地域移行の目標値の設定につきまして、現在例えば入院者数ですとか、本人・家族の退院へ の希望者数などが把握できない状況でございますので、そういう目標値がちょっと具体性に欠けるのでは ないかというような御意見をいただきまして、過去の実績に基づいた数値に修正すべきではないかという ような御意見をいただきましたので、下方修正をさせていただいたという経過がございます。

また、例えば訪問系サービスとしましては、事業者としては介護保険の報酬単価と差が大きいことから、 どうしても高齢者を優先することがあるのではないかということで、受け入れ先が困難になるのではない でしょうかというような御意見をいただいております。

障がい福祉課といたしましては、やはり利用者さんのサービスの充実のために、各事業者への制度の周知を図って受入れ事業者の拡大を図っていくということが重要かと考えておりますので、そのような事業者の増加に務めるというような内容を計画の中に反映させていただいております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

まだほかにもあると思うのですけれども、主なものということで了解しました。

それからもう一点なのですけれども、就労継続支援の事業についてなのですけれども、関係者の、保護者の方ですけれども、御意見も伺ったのですけれども、市としてはこういう現状認識だという話をするなかで、伊勢市としては比較的現状、正しく捉えてもらっているなということで評価の声もいただいたのですけれども、そういう現状認識ならば、もう少し突っ込んで例えば、利用希望に応えられない状況となっているという現状を正確に把握していただいているので、それをもう少し見通しがたつような取り組みをお願いしたいというような要望もありましたので、その辺について今後、この案が実際の計画になってから伊勢市として新たな決意というのですか、そんなのが議論されていればちょっと教えて欲しいのですけれども。

◎中村豊治委員長

副参事。

●中東障がい福祉課副参事

市内の就労継続B事業として、4カ所の就労支援施設がございますが、指定管理のなかで委託をしておりまして、そのなかで毎年アンケート調査を行っておりまして、利用者、保護者等の意見を聞くようなかたちでまいっております。

またその内容を十分に聞かせていただいたなかで、今後の対処等をしていきたいと思います。 また、事業所といたしましても十分障がい福祉課と連絡調整を取りながら対応していきたいと思っております。

◎中村豊治委員長黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。

最後に聞かせてもらいますけれども、計画策定の背景についてなのですけれども、これは現在進行形のなかでこういう文面になったということで、やむを得ないことはあると思うのですけれども、現実問題その、国は障害者自立支援法の廃止を明言していたわけなのですけれども、実際今の動きのなかでは廃止をするのではなく、自立支援法の一部改正のみでことを済ませようとしているというような動きが明らかになりつつあるなかで、障害者団体の方やあるいは自立支援法に対する訴訟団、こういう方々が非常に憤りを感じてみえるというような報道もあるわけなのですけれども、そういう意味ではこの背景についても若干、このとおりですと若干事実と違うような見方もされるのではないかと思いますので、そういう意味では伊勢市としてもそういう認識をどんなふうに考えているのか、あるいはその、例えば全国市議会議長会でも国に対して、新たな障害者制度の構築に当たっては自治体の意見を尊重し、というようなことも要望も入れてもらっていますので、より障害者の立場に立った、寄り添うようなそういう決意を示していく必要もあると思うのですけれども、その辺でどんな考えなのかというのをちょっと教えていただきたいのですが。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

当市が背景として本計画で記載させていただいております、障害者自立支援法の廃止、それから新たな 障害者福祉法の創設につきましては、自立支援法の違憲訴訟団、原告団との和解の基本合意に基づいて、 踏まえまして対応するものでございますので、この記載が間違いではないというふうに認識はいたしてお ります。

2月8日に厚生労働省が内閣府の障害者制度改革推進会議の総合福祉部会に新法案の概要を示しまして、議論がされたということで報道がなされておりますけれども、今のところ県や市にも今後の具体的な取り扱いについて示されていない状況でございますので、今後、国や県の動向を十分に注意していきたいと思っております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

他にございませんか。 吉井委員。

○吉井詩子委員

私のほうからもこの計画案に対しまして、今、黒木委員からも言われました国の方向というか、この1、 2年かなり変化があったと申し上げさせてもらいます。

新しい法律が出てきたりとかいろいろなことがあって、今後もどうなるかちょっと不確定な要素もあるなかで、決められないというようなこともいろいろあるということ、また市のほうの現場でも対応に苦慮されているということも承知しておりますが、考え方について2、3お聞きしたいので質問させていただきます。

25 ページの就労継続の支援のことなのですが、A型なのですが、これは3割以上することが望ましいという国の考えが載せられておりますが、今現実、伊勢においては志摩のほうにAが1つあるとお聞きしているのですが、伊勢のほうにはない中で、なんとか増やしていくというような方策が今、何かありましたら教えていただきたいのですが。

◎中村豊治委員長

副参事。

●中東障がい福祉課副参事

確かに市内で就労Aの事業所は今のところございません。

非常に利用については遠くのほうへ行っていただくのが現状となってございます。

その方策といたしましても、自立支援協議会のサービス部門会議という場がございまして、そういった 中で事業の制度を説明しながら、事業所ができるような中で事業の周知等を図っていきたいと思ってござ います。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

次のこの就労継続支援のBのほうなのですが、こちらのほうはやはり工賃のほうが問題になってくると 思いますが、今までも工賃の5カ年計画でありますとか、事業所にするようにとか、あとまた、これから 言われていますのも向上計画ということも言われていると思うのですが、こういう事業所におきましてこ ういう作成についての取り組みというのはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

副参事。

●中東障がい福祉課副参事

25 ページのほうでは工賃につきまして区域ごとの目標水準を今設定するというようなところがうたわれております。

国の基本指針におきましては、都道府県が将来的に圏域単位で、関係機関が連携して、統一的な施策を 進めていくことが望ましいということを示されております。

また、県の段階では、工賃に関する計画を作成した場合には、周知を図ることが適当とされております。

現在、策定している三重県の計画では、県全体の工賃向上に関する目標値は設定される予定ではありますが、圏域単位での目標工賃の設定は現在、予定されていないということですので、市としてもこの計画数値自体は、目標工賃は設定していない状況でございます。

しかしながら、少しでも工事の向上が図れるよう、県に働きかけていくとともに、関係機関と連携をしてまいりたいと思ってございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、関係機関との連携という御言葉もございましたので、ちょっとこうBとは離れるかわからないのですが、三重県で、伊勢市で法定雇用率のほうは達成されていないということですので、そういう関係各課とも連携してやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

副参事。

●中東障がい福祉課副参事

関係機関、十分にですね、話をしながら進めてまいりたいと思ってございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

あと相談支援の強化ということで、この計画では 37 ページとかになると思うのですが、この特定相談というのはサービス利用計画やいろいろつくるということで、一般相談というのは今までのような総合的な相談というふうに理解しているのですが、そしてこの基幹相談センターというのも置くことができるということで、これは高齢者でいったら地域包括支援のようなものなのかなというふうに思っているのですけれども、この基幹相談センターというのも障害課に直営で置くのか、また委託をするのかということも今後、考えていかなければいけないことで、まだ今は決められないことなのだろうなというふうには考えております。

で、一点気になるのが、ここで総合的な相談業務をするということで、障害者の虐待防止法というのが 10 月に施行されたということで、これで市町村にも対応が求められているということが出ているのですが、 こういう基幹相談センターというこういうところが、そういう障害者の虐待というのは今まで高齢者や児童に比べて、やっとできたのかという感じの法律になってくると思うのですけれども、そういう相談の核となる、そういう体制の核となっていくのかということをお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

委員仰せのように、基幹相談センターにつきましては委託で行うか、または直営で行うかにつきまして、 平成24年度に検討をさせていただきたいと思っております。

先ほどの虐待防止法の相談の部分につきましても、対応が求められている部分につきましてもあわせて、 自立支援協議会等の御意見もいただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお 願いいたします。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この計画全体に対して、やはりいろいろなサービスが出ているのですが、やっぱりこの地域移行ということに対して、全体的に受け皿づくりということがすごく課題になってくると思いますので、それに対してのニーズの把握ということをやはり、この計画にも載せられているようにまた力を入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎中村豊治委員長

他にございませんか。 野崎委員。

○野崎隆太委員

何点か質問をさせください。

まずすいません 58 ページの、計画の推進体制のところで一つお伺いをしたいのですが、ちょっとほかのページも全部ちょっと一通り見せてもらったのですけれども、この計画の推進の体制というところ、このページだけが妙にというか、具体性にちょっと欠けるのではないかなと思うのですが、今の時点で例えば考えられている組織図とかフローチャートとかそういったものを、このページに関しては何かお考えというのはありますでしょうか。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

以上でございます。

こちらの計画の推進体制につきましては、平成 21 年の3月に伊勢市障害者保健福祉計画を策定させていただいておりまして、障害福祉計画と一体化して作成をさせていただいておりますが、その計画の推進体制をそのまま記載をさせていただいておりまして、フロー図等の記載はここには予定をしておりません。一番大事なのは、計画を立てただけではなくて評価・点検という部分が特に重要かなと思っておりますので、今後、伊勢地域自立支援協議会が自立支援法の中でも法的に義務付けられますこと、規定されますことから、連携を図りながら検討を、点検・評価を行っていきたいと思っております。

◎中村豊治委員長野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。

この 24 年度からの計画の冊子ですので、フロー図などがもう既に組織とかがされているのであれば、 なるべく明確に見やすく、運営もスムーズにいくような形で、是非、いろいろな連携とかを取っていって もらいたいなと思っております。

それからちょっともう一点だけ気になったところがありますので、一つ考え方だけ教えていただきたいのですが、開いて目次が終わってすぐの1ページ目に、障害と障がいの表記というのことで1ページちょっと取ってもらってあります。

今回、ひらがなの表記と漢字の表記についての説明がここにちょっとあるのですが、私の記憶しているところですと、2010年に内閣での検討会があったときの結論としては、当面漢字ののままでいくというような結論であったかと私は記憶をしております。

これ、わざわざひらがなの表記についてというのを1ページ載せるのもおかしな話だと思いますし、5ページを少し見ていただきたいのですが、すみません、失礼しました。5ページではないです。8ページを少し見ていただきたのですが、障害種別構成比という一覧があります。

これ上のタイトルだけが障がいの「がい」がひらがなになっていまして、残り視覚障害、聴覚機能障害、 そしゃくの機能障害、内部障害と下は全て漢字なのに上だけひらがなという、この表だけ見ても、なんと もいびつな感じになっているのではないかなと思います。

少しこの、なぜわざわざここに、表記についてというのか内閣の考え方と違って出てきたのかを教えていただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

障害の「害」の漢字とそれからひらがなの表記につきましては、委員仰せのように内閣府の結論では当面、このまま漢字の「害」を使っていくというふうなことが国民の意見募集アンケート等を踏まえた結果では出ております。

伊勢市のちょっと経緯を述べさせていただきますと、平成 19 年の1月に、当課のほうが機構改革で障がい福祉課の「害」がひらがなに改められること等に伴いまして、庁内に伊勢市のルールとして、こちらに計画のほうにも記載させていただいているような内容で通知をさせていただいたということがございます。

その後、合併後、平成 19 年の4月に初めて合併後作成いたしました伊勢市障害者保健福祉計画でも、 この障害と「がい」の表記についての記載をさせていただきました。

ただその際は、この判断は暫定的なものであり、今後障害者団体や市民それから有識者の御意見を伺いながら、適宜表記を変更していくものというふうに記載をされていたところでございます。

その後、平成 21 年 3 月の計画の策定の際には、障害者団体や当事者の方から御意見をお聞きしました ところ、どちらでもよいとの意見が多数を占めたと聞いております。 またその障害者の計画の策定懇話会のほうでも御議論いただきまして、表記の変更は過渡期にあり、一律的な判断を急ぐ必要はないとの判断をいただいたうえで、19年と同様の表記をした経緯がございます。 今回、24年の策定に当たり、障害福祉計画の策定に当たりましては、一体化した計画であるということから同様の表記をさせていただきまして、策定懇話会のほうで改めて御意見は、尋ねてはおりませんけれども、特に案をお示しした際に御異論等もいただかなかったということで、両方併記をさせていただいております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、ありがとうございます。

漢字1字をとってここに書いているようにイメージが付きまといというのは、本来議論に値するような話では僕はないと、正直に言うと思っていますし、この障害の「障」をとっても、当然ながら差し障る、妨げるという意味です。

ですので本来の日本語からいけば漢字が正しいのであって、そういうつもりではやっていないとは思いますが、特定の考え方に基づいたものを広める場でもありませんので、もう一度ちょっとどういうのがいいのか、一度御議論をいただいたらと思います。

結構です。

◎中村豊治委員長

他にございませんな。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画その後の経過について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画その後の経過について」を御協議願います。

当局から、説明をお願いをいたします。

介護保険長。

●森介護保険課長

それでは、伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画その後の経過につきまして御説明申し上げますので、資料2-1をごらんください。

第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定につきましては、1月20日開催の教育民生委員協議会へ報告をさせていただいたところで、本日は、その後、見直しを行いました内容につきまして御説明申し上げます。

前回の協議会では、平成24年度介護報酬の改定率がプラス1.2%になりましたことと、第1号被保険者の保険料につきまして御報告し、その際にいただきました御意見を参考に再度保険料と所得段階区分につ

いて精査いたしました。

検討に当たりましては、三重県介護保険財政安定化基金からの保険料上昇緩和交付金6,004万8,000円の受け入れができること、そして平成23年度において保険料収入がショートする見込みから三重県介護保険財政安定化基金から6,000万円を借り入れる必要があり、これを第5期の平成24年度から26年度までの3年間で返済しなければならないこと。

さらに、これまでの算定で見込んでおりました介護報酬の改定ですが、1.5%から1.2%に下がったことなどを踏まえ、再度検討を行いました。

その結果につきましては、1、第1号被保険者の保険料の見直しにありますように、これまでお示ししてまいりました保険料基準額、5,731円を37円引き下げ、5,694円に、所得段階区分については、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の賦課を行うため、9段階11区分から10段階12区分に見直しを行いたいと考えております。

それでは資料2-2をごらんください。

第3段階特例の料率につきましては、0.625 から 0.65 に、第9段階につきましてはこれまで本人の合計所得が 500 万円以上につきまして 2.00 としておりましたが、県下市町の状況を考慮し 1.90 とし、新たに第 10 段階を設け、本人の合計所得 1,000 万円以上を 2.00 といたしました。

次に資料2-3をごらんください。

第5期における収支のシミュレーションでございます。

まず介護保険事業計画の給付費見込み額と、このシミュレーションにおける数字は一致しておりません。 事業計画では、保険料を算定するために給付額の予測を行っております。

一方、シミュレーションでは、現実の収支を予測した予算ベースで作成しており、計画書と数字が異なっておりますので御理解をお願いいたします。

まず 24 年度につきましては、歳入総額が 110 億 272 万 9,000 円に対しまして、歳出総額が 108 億 8,956 万 6,000 円で、歳入歳出差引額は 1 億 1,316 万 3,000 円の黒字となります。

25 年度は、歳入総額は117億4,615万4,000円に対しまして、歳出総額が116億986万円で、歳入歳出差引額は1億3,629万4,000円の黒字となります。

26 年度は、歳入総額が 123 億 2, 021 万 4, 000 円に対しまして、歳出総額が 122 億 5, 725 万 9, 000 円で、歳入歳出差引額は 6, 295 万 5, 000 円の黒字となり、第 6 期へ繰り越しまたは基金への積み立てが可能となります。

一方記載はございませんが、各年度の繰越金を差し引いた単年度収支では、平成 24 年度が 1 億 1,316 万 3,000 円の黒字となります。25 年度は 2,313 万 1,000 円の黒字となります。26 年度は 7,333 万 9,000 円の赤字となりますが、5 期 3 年間では 6,295 万 5,000 円の黒字と予測をしております。

そして、第6期以降につきましては、介護保険制度はこれまで3年おきに介護報酬の改定と、5年おき に制度改正が行われてきました。

そして、第6期の2015年は団塊の世代と言われている方々が65歳となり、また介護報酬等制度改正の同時改正が行われる予定で、大幅に制度が変わると考えられますことから、第6期以降の制度が把握しづらい状況となっておりますことを御理解願いたいと思います。

以上、伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画その後の経過について御説明申し上げました。よろしく御協議を賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がございましたら。 黒木委員。

○黒木騎代春委員

ちょっと協議会ですのでちょっとこんな質問で申し訳ないですけれども、この説明の中にありました基金保険料上昇緩和交付金、これは積み立てているやつを取り崩すということでしたか。ちょとその辺を教えてください。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●森介護保険課長

県に設置されております、上昇緩和を行うための基金でございます。

正式な名称につきましては、三重県介護保険財政安定化基金というふうに名称がなっております。

これにつきましては、これまで、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ同額で負担をいたしまして、拠出 いたしまして、積み立てが行われてきております。

これまで伊勢市は1億2,100万円を積み立てを行ってまいりました。

そして今回、第5期におきまして、ここからの交付金、これは6,004万8,000円交付されるわけですけれども、これにつきましては、第5期の歳入に充当いたしまして、保険料の緩和を図るというふうなものでございます。

そして、残りました基金につきましては、今後の各保険者、資金不足が生じたときに貸し出しを行うということで、存続をさせるということになっております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そうしたらその3分の1というやつのうちに、例えば県の3分の1の持分がありますよね。それも運営にも使うけれども、それぞれの保険者の保険の料金の上昇を緩和させるためにも使えるというような国の見解も出されているということですので、伊勢市としてもそこを県に要請もして、こういうことで使えるようにという、そういう形でで料金の引き下げに使うために、やっぱり県にしてくれというような要請をすべきだと思うのですけれども、それについてはどうですか。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●森介護保険課長

伊勢市に交付されます約6,000万円と同額が県にも戻ることとなります。

これにつきましては国も同様ですが、これらにつきましては介護保険事業に使うようにというふうなことで、努力義務となっておりまして、そのあたりにつきましては、いずれにしましても介護保険事業に使われるということで、保険料上昇の緩和に役立つのではないかというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

その辺がですね、その介護保険事業一般にしますと必ずしも料金の引き下げのために充てられるという ふうにはなるのかならないのかというのがよくわからないところがあるのです。

伊勢市が交付を受けるようなかたちでですね、やっぱりそういうかたちで投入してもらうように県にも 働きかけるとということが必要だと思うのですけれども、その使い道をそういうふうにするというふうに、 そういうふうにはできないですか。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●森介護保険課長

県のこの基金の交付金の使途につきましては、平成 24 年度の当初予算に上がっているというふうに聞いております。

そういったことから内容につきましては、県へ確認をさせていただきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

確認をしていただいてそういうふうに、国の見解も多分調べたらあると思いますので、こういうふうにも使えるというふうになっているので、そういうふうにより今は使ってもらうことが必要ではないかという、そういう意見は言ってもらう必要があると思いますので要望しておきます。

◎中村豊治委員長

他にございませんか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【福祉医療費助成制度の改正(案)について】

◎中村豊治委員長

次に、福祉医療費助成制度の改正(案)についてを御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

医療保険課長。

●吉崎医療保険課長

それでは、福祉医療費助成制度の改正案について御説明させていただきます。

お手元に配付いたしました資料に基づきまして、御説明申し上げます。

それでは、資料3を御高覧ください。

現在、市においては就学前児童を対象に、入院及び通院、小学生を対象に入院医療費の一部を助成する 福祉医療費助成制度を行っております。

近年の少子化が進む中、社会全体で子供たちの育ちと子育てを支えることにより、全ての子供が健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが求められていることから、当市といたしまして、支援の充実が必要と考え、拡充をいたしたいと考えております。

三重県におきましても、補助事業として拡大を現在、就学前から小学生児童まで、24年9月より予定を していることを踏まえて、次年度の対応をお願いするものであります。

資料1といたしまして、改正内容であります、乳幼児医療費の助成対象年齢を引き上げ、新たに小学生の通院医療費及び中学生の入院医療費を助成対象といたします。

また、名称をこども医療費に変更いたします。

2といたしまして、施行予定でありますが、平成24年9月1日とさせていただきます。

通院医療費ですが、改正前は小学校入学までから、改正では小学校卒業までといたします。

入院医療費は、改正前は小学校卒業までを、改正では中学校卒業までといたします。

3といたしまして、所要見込み額といたしまして、改正前は合計欄1億7,545万1千円ですが、小学生の通院で1億5,245万3千円、中学生の入院で199万1千円を見込み、合計で3億2,989万5千円となり、1億5,444万4千円の増加となります。

市負担といたしましては、7,821万8千円の増額となる予定であります。

対象者は現在 6, 139 人、小学生通院分は 6, 367 人、中学生の入院分 3, 395 人といたしまして、合計 1 万 5, 901 人を予定いたしております。

4といたしまして、今後の予定であります。

この制度の改正に伴う伊勢市福祉医療費助成に関する条例の一部改正案、及び予算案を3月市議会定例会に提出を予定いたしております。

また、広報いせ、市ホームページへの掲載、及び対象者への通知として周知を図ってまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がございましたらお願いします。 吉井委員。

○吉井詩子委員

今回、小学生の通院が 12 歳までになり、それから中学生の入院もみていただくことになり大変喜んでおります。

この中学生の入院というのは、やはり数的にも少ないのかなというふうに想像できるのですが、よく中学生のお母様方に聞かれるのは、中学生になるとクラブ活動などをするのでけがをしたりということも増えるので、中学生の通院もみて欲しいというような声もお聞きするのですけれども、この中学生の通院も、

もし入れるとするとこれはかなり大幅な負担増になるということですか。

◎中村豊治委員長

医療保険課長。

●吉崎医療保険課長

現在、試算におきましては、中学生の通院は約5,000万円の費用が必要かと想定をしているところでございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

他の市町の状況をちょっと見せていただきますと、松阪市が平成24年4月から15歳のの年度末まで拡大入通院ということ、あとたくさんの市で15歳まで、市はあまりないのですけれども、町のほうでは15歳までというようなこともあります。

また大紀町のほうでは 18 歳までということで新聞にも出ていたようなのですが、この辺のこと、他市の状況についての研究というのはされていますでしょうか。

◎中村豊治委員長

医療保険課長。

●吉崎医療保険課長

私どもの資料といたしまして、先ほど先生が仰せのような状況は把握をしております。 県下29市町で、16市町が中学校の入院を予定していると。伊勢を含めますと17となります。 また、通院におきましては、10の市町が中学校の通院を行っております。そのうち市は3市が中学校の 通院の助成をしているというふうな状況を聞かせていただいております。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

先ほど大紀町の例も挙げましたが、私もよく言われるのですけれども、どこどこは何歳までだとかいろんなことを言われますが、やっぱり人口の少ないところはやりやすいのかなというようなお答えをさせてもらうときもあるのですけれども、大阪市でありますとか、名古屋市や堺市も 15 歳まで助成しているということなので、これはリーダーの考え方とかいろんな点が反映されているのかなというふうにも考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

今回、これまでの乳幼児医療費からこども医療費というふうに県のほうが制度改正をされるというふうなことでございます。

それに伴いまして先ほど、説明させていただきましたけれども、2分の1が市の負担ということで、私ども伊勢市おきましても、約7,000万円ほどの負担が増加になります。

そういうこともございますし、伊勢市としましてはこれまで拡大措置としまして、小学生に対しまして 入院を市単独で行って、事業を行ってまいりました。

こういう経過を踏まえまして、私ども伊勢市としましては今後の制度改正におきましては、入院のみ中学生も対象にしたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

この根拠やな。なぜその通院医療費が小学生までで、入院の医療費は中学生までにしたかという。通院 と入院とで格差をつけたという根拠、どういう根拠でこういうような通院と入院ということ。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

入院におきましてはやはり、非常に保護者の方の御負担が増えるというふうなところを踏まえましてで すね、入院のみ、市単独でも助成をさせていただくというふうなところでございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

それは部長、入院でも通院でも父兄の負担は一緒なんですよ。

だから、やるのだったらいっそのこと、これは 15 歳、通院も中学生まで市の負担でやるというのがやっぱり私は、入院費の負担がかさむから、通院はそうではないのだということではなくて、医療費にかかるものは通院であろうと入院であろうと一緒なのですよ、これは。

だからこれはもう今回、こういう形であれするとするならばですね、伊勢市単独でも 15 歳、通院、12 歳ではなく 15 歳までというような、これは一考する必要があるのではないかと思いますがどうですか。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

私ども、今回の中学生の入院の制度改正につきましては、市単独でございますけれども、保護者の方の、 少しでも負担軽減になればというふうなことで制度を拡大させていただくわけでございます。

今回、先ほど中山委員がおっしゃっていただきました通院となりますと、非常に大きな財政負担を伴いますことから、今後の検討課題とさせいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

財政負担がかかるのはもう当たり前のことで、そういうようなことでやっぱり将来のある子供たちが、 父兄も大変な、好んで病気になって通院したり入院するわけではないのだから、そういうようなある意味 において、私は救済的なことをしてね、そんなみみっちいことを言ってないで、これはみみっちいと思う。 私は。

だから15歳まで、中学生まで、これは一考しなさいよ。する必要が私はあると思う。

これは先ほど吉井委員が言われたけれども、やっぱりこれはリーダー、長のものの考え方だと思うので、 その辺もう一回、こういう意見があったということを持ち帰って、もう一回検討し直すということで一回、 まだこれ来年あれでしょ、これ。するのは。

3月議会があれだから9月、施行予定が9月1日ということになるとまだ時間はあるから、だからそれどうです。持ち帰ってもう一回検討、市長に言いなさい、それを。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

本日、お示しさせていただいた部分につきましては、この3月議会に計上させていただく予定で現在しておりますが、ただいま委員仰せの部分につきましては、私どもといたしましても、またいろいろと検討しまして結論をまた出していきたというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

3月議会にもうこれ条例案を提出して、予算をということだから、これはもう時間的に余裕がないので、 次の段階でそういうようなことを一考すると。よろしいかな、それで。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

ただいま申し上げましたけれども、こういう御提案もあったということでよく検討もさせていただきた いというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市教育振興基本計画(案)について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市教育振興基本計画(案)について」を御協議願います。 当局から説明をお願いいたします。 総務課長。

●辻教育総務課長

それでは、伊勢市教育振興基本計画案につきまして御説明を申し上げます。 資料4-1をごらんいただきたいと存じます。

まず、パブリックコメントの結果でございますが、1パブリックコメント実施の概要の(2)及び(3)に記載のとおり、昨年12月15日から先月1月16日までの募集期間内に7件の御意見をいただきました。 意見は大きくわけて芸術関係の教員の配置と、外国人児童生徒に関するものでございまして、具体的な内容とそれに対する教育委員会の考えは、2意見の内容とその対応を御高覧いただきたいと存じます。 いただいた意見を受けて、2ページの2及び3に記載のとおり、外国人児童生徒のうち日本語指導が必

具体的な修正内容につきましては、3パブリックコメントを受けて修正した内容に記載のとおりでございます。

なお、この修正内容を反映した成案を、資料4の2として添付をいたしております。

最後に今後の予定でございますが、本日、御意見をいただきましたならば、その内容も加味しまして最終案を策定し、3月開催予定の教育委員会に諮り、決定してまいりたいと考えています。

以上、伊勢市教育振興基本計画案について御説明を申し上げました。 何とぞよろしく御協議のほどお願い申し上げます。

要な児童生徒数の比率を追加することといたしました。

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。 ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。 吉井委員。

○吉井詩子委員

このパブリックコメントを見せていただきまして、7件のうち6件が外国人の方に関することですので ちょっとお聞きしたいと思いますが、このパブリックコメントの5番目に初期適応教室というのがありま す。

これは多分この書かれた方というのは、子供さんのことですので、会話とかは割と早く覚えると思うの

ですが、会話は覚えられても勉強ということになると、例えば私たちが片言の英語でどこかへ行ったときに、果たして勉強ができるかというとちょっと不安があるということも考えられますので、そういうことを不安視して出されたパブリックコメントかなと思います。

初期適応教室については、県の事業で鈴鹿市であるとか、松阪市とか比較的外国人の多いところでモデル的に事業をされていたと思うのですが、伊勢市においてこれは意見として参考とさせていただきますというふうにお答えされておりますので、どういうふうに考えられたのかということをお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●勢力学校教育課副参事

まず初期適用指導教室の件でございますが、先ほど吉井委員さんが言われましたように県内では、県の 児童生徒数の在籍の多い7市、桑名、四日市、鈴鹿、亀山、津市、松阪、伊賀なのですが、県の事業を受 けて設置をしております。

伊勢市におきましては、現在の児童生徒数等も考慮いたしまして、初期適用教室は開催設置をしておりませんが、それにかわる外国人児童生徒支援事業により2名の外国語支援員、それから教育支援ボランティア、現在3名の方に登録をして派遣をさせていただいておりますが、それから県の巡回相談員等によりまして、個々の学校の子供たちへの日本語習得、それから生活、それから保護者との連携等についての支援をしているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

それでボランティアの方、いろんな方で支援をしていただいているということは理解いたしました。 またこのパブコメの中で、日本語教師という言葉が出てまいります。

私たちはこれは日本語でありますので、誰でも教えられるというような、そういうふうな気持というのはあるかと思うのですが、やはりこの日本語教師というのは、科学的に日本語を教えるという、そういう専門的な知識を得た方だというふうに聞いておりますので、この日本語教師という方もこのボランティアとかそういう方で関わっておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

副参事。

●勢力学校教育課副参事

日本語教師の件でございますが、現在学校には日本語教師という資格を持った者はいないというふうに 把握をしております。 ただ教育支援ボランティアとして登録をしていただいている3名の方々は、日本語を指導するというようなことをいろいろと勉強されてみえておりますので、そういったかたちで子供たちのへ指導をしてもらっておりますので、年齢的にもまだまだ若い子供たちでもあるということもありますが、非常に日本語の習得が早く、早く子供たちの中にもなじんで、徐々に授業にも参加しているというふうに実際、学校のほうから報告を受けているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私たちはこの伊勢市というところに住んでおりますので、伊勢市というところは非常に伝統のある歴史や文化のあるところですので、正しい日本語というものを、せっかく日本の中でもたくさん場所のある中で伊勢市に来た外国の人に、伊勢市に来たから正しい日本語を覚えることができたのだと言ってもらえるようになるように是非、していただきたいなと思いますので、お願いいたします。 以上です。

◎中村豊治委員長

他にございませんか。 野崎委員。

○野崎隆太委員

今ちょうど正しい日本語という話がありましたので、僕からもひとつちょっと言わせていただきたいと 思います。

5ページ、ほかにもいっぱいあるのですが、心豊かでたくましい子供、この子供の「ども」が相変わらずひらがなになっているのですけれども、このひらがなの根拠というのは何でしたでしょうか。

◎中村豊治委員長

教育総務課長。

●辻教育総務課長

特にその根拠というものはございませんが、表記的に県の教育ビジョンなども、「ども」がひらがなになっていたかと思いますので、それにあわせた形でさせていただいたということでございます。

◎中村豊治委員長

教育長。

●宮崎教育長

子供の表記については結構論議があるのですけれども、実は今のこの子供の「子」だけが漢字で「ども」がひらがなというのが、いわゆる法律や教育・行政用語ではこれが一般的になっておりまして、新聞等で

も子供の表記はこういうふうになっております。

それから文部科学省の表記もこの「子ども」の表記になっております。

昨年も教員採用試験を受ける方の親御さんから、どちらが正しいのですかという話があったのですが、 そういった参考書等も子供の「子」は漢字で、ひらがなになっているというふうに認識しております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

子供の「ども」というのはそもそもですね、複数形の「ども」であっているはずですよね。男共とか女 共とか。

ですのでこの中で「子供たち」という言葉が出てくるのですが、本来子供たちというのは子供どもと同じような形ですので、本来の意味からいけば、子供というのは漢字が正しいのですよね。本来であれば。 そのときに「子」だけつくというのはそれこそ、その男共とかいう「ども」をひらがなにするのと一緒で、妙な話になってくるわけですよね。

◎中村豊治委員長

教育長。

●宮崎教育長

いろいろ論議はあるのですが、子供の「ども」は元々は複数形です。

それから友達の「だち」も複数形なのですが、今、実はですね、1人でも子供というのです。僕の友達はこの人ですというのも、複数形なのですけれども友達は1人なのです。

ですから、子供も友達も元々は複数形の語尾をつけているのですが、今は、個人を指すというふうになっているのです。

ですから、子供たちというのが元々の語義からいくとですね、複数が重なるのですが、そうすると友達の場合は友達たちとは言わない。この辺は妙なのですけれども、一応慣用的にこういう使い方をしている。 文部科学省の国語の教科書なんかも両方、子供についてはあるみたいです。

◎中村豊治委員長

はい、この程度で終わります。

御発言もないようで、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市スポーツ推進計画(案)について】

◎中村豊治委員長

次に、伊勢市スポーツ推進計画(案)についてを御協議願います。 当局から説明をお願いをいたします。

生涯学習・スポーツ課副参事。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

それでは伊勢市スポーツ推進計画(案)につきまして御説明いたします。

資料5の1をごらんください。

はじめにパブリックコメントの結果でございますが、1 パブリックコメント実施の概要に記載のとおり、 昨年12月15日から先月1月16日までの募集期間内に11件の御意見をいただきました。

いただきました御意見は、市のスポーツの推進や体育施設の利用に関するお考えや御要望でございました。

具体的な内容とそれに対する教育委員会の考えは、2 意見の内容とその対応にまとめましたので、御高 覧いただきたいと存じます。

今回のパブリックコメントの御意見と、前回の教育民生委員協議会でいただきました御意見を受けまして、3カ所の修正を行うことといたしました。

ページ数の表記がなくて申し訳ございませんですが、2ページをごらんくださいませ。

まず修正1でございますが、前回の教育民生委員協議会でいただきました御意見、及びパブリックコメントの2番の御意見を受けまして、体育協会に加盟していない団体や新しい種目の団体に対する支援につきまして、計画案に新たな1項目を追加することといたしました。

次に修正2でございますが、パブリックコメントの4番に記載のとおり、大学等の教育機関や研究機関との連携を深めることで、さまざまなニーズに対応できるように、主な取り組みの記述を一部修正することといたしました。

次に修正3でございますが、パブリックコメントの10番に記載のとおり、利用者がわかりやすく、利用しやすい手続の方法を目指すために、主な取り組みの記述を一部修正することといたしました。

具体的な修正内容につきましては、3枚目、裏面のパブリックコメントを受けて修正した内容に記載の とおりでございます。御高覧いただきたいと思います。

なお、この修正内容を反映しました成案を、修正箇所を明示いたしまして資料5の2として添付いたしております。

最後に今後の予定でございますが、伊勢市教育振興基本計画と同様に、本日御意見をいただきましたならば、その内容も加味しまして最終案を策定し、3月開催予定の教育委員会に諮りまして決定をしてまいりたいと考えております。

以上、伊勢市スポーツ推進計画(案)について御説明させていただきました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御発言がございましたらお願いいたします。 野崎議員。

○野崎隆太委員

ちょっと一点教えて欲しいのですが、前の案が一番最初に出てきた協議会のときにですね、あのときに、 この目標の中の施設利用の目標の中で、数値を上げるような目標があったと話をさせてもらったと思うの ですけれども、そのとき、スポーツ施設の利用率を上げる、稼働率を上げるというこの目標に対して、そ れぞれ使われている時間ごとに応じて、利用率の違いももちろん 100%を超えている、パンクをしている ところもあるのではないか、それぞれの実態に応じてやらないと何の意味もないのではないかというふうな話をさせもらったと思うのですが、それに対する何かお話というのはされましたでしょうか。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●世古口幸喜生涯学習・スポーツ課長

それではお答えをいたします。

前回の教育民生委員協議会において、施設の稼働率が、曜日であったり時間帯であったりということの中で、それぞれ施設ごとに稼働率が違うではないかというようなお話をいただきました。

当然、お話いただいたとおりですね、これは社会体育施設、それから学校の開放の施設というふうな2種類の施設がございますが、それぞれお話いただいたとおり時間帯、曜日によって利用率が異なってまいります。

その中で稼働率の高い部分につきましては、緩和を図らなくてはいけないということもありまして、これは平成22年度から実施をしておりますが、これは学校開放の部分になるのですけれども、学校開放の体育館につきましては、大きな体育館についてはですね、中学校が8つ、それから小学校が3つございます。

そちらの体育館を半面貸しをする中で、少しでも利用いただく団体さんが利用しやすいようにということで取り組みもさせていただいているところでございます。

また、社会体育施設につきましては、例えば空き情報の提供であったりとか、高齢者等のプログラムの研究をこれからさせていただかなければいけない部分がございますのですけれども、そうしたことを踏まえながら施設利用率のそれぞれの向上を図っていければというふうなことで、お話をさせていただいたということで御報告させていただきます。

以上です。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

32 ページのアンケートのところに、利用時間に対するやや不満足、不満足の回答が15.9%となりましたが、夜間と夕方の利用を促進することで、というような記述がここにあります。

実際のところ今、促進ができるぐらい余っているのですか、夜間というのは。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

現在の状況でございますが、曜日によって若干の差異はあるのですけれども、比較的夜間は混んでいる という状況にはなっております。

ほとんどの施設が夜間の利用については、高い割合になっている状況でございます。

以上です。

◎中村豊治委員長野崎委員。

○野崎隆太委員

これで終わりますが、ここで言っているのは、要は不満足というのは使えないから不満足なのであって、 それを促進することで割合を低下させることができる可能性が示されましたという結論になっているの はおかしな話だと正直に言うと思います。

この辺1度もう1回議論をしてきてもらえるとありがたいです。 以上です。

◎中村豊治委員長

他に、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

総合型の地域スポーツクラブについて少しお聞かせをいただきたいと思います。

ちょっとページが前後するのですけれども、最初に 19 ページのほうにですね、団体強化ということで クラブ数の現状が今、6クラブ。それを目標としては9クラブということで載せていただいております。 この6クラブについてはですね、先日もちょっとホームページを見せていただいて、伊勢市のホームペ ージからすぐ6つのスポーツクラブの紹介も、どんな内容でということも取り組んでいただいていること も載せていただいておりまして、広報はしっかりやっていただいているなというふうに思っております。 それが今、二見さんがもうすぐできるということと、あと9つということで、これはもう基本的には中 学校単位で一応全て一つずつつくって9つというふうな枠組みなのでしょうか。ちょっとここの9という のはどういった形なのかちょっと聞かせいただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは総合型スポーツクラブの御説明をさせていただきたいと思います。

お話いただきましたように、この平成 24 年の4月に、先ほどお話いただきました二見の地域におきましても総合型スポーツクラブが新たに発足をするということで準備を進めていただいております。

こちらの設立を含めますと、市内には7クラブということになります。

それとあと9クラブという部分の位置づけということなのですけれども、基本的には中学校区というお話もあるのですけれども、できますれば小学校区という、広いエリアも考えた中では進めてはいきたいのですけれども、なかなかやはりそれぞれの地区の事情もございまして、基本的にはお話のありました中学校区単位で設立をまずは目指していきたいというふうな考えでございます。

以上です。

◎中村豊治委員長吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。

まだ地域によってはですね、こういったものがまだないところもありますので、そういった単位でやっていただけたらというふうに思っております。

その、ページ戻りますが、16ページのところにですね、先日、介護の保険計画のほうでも話をさせていただいたのですけれども、この障害者、また高齢者向けのですね、プログラムについて総合型の地域スポーツクラブで、是非こういう働きかけを行って、こういう教室や大会を増やして充実を行っていきたいということで、そういうクラブの皆さんにやっていただくようなことに働きかけを行っていただくわけですけれども、ある程度その予算措置も積極的にお願いしたいところもあるのですが、その辺は考えていただいておりますでしょうか。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

活動の予算の関係で御質問がございました。

現在もですね、この総合型スポーツクラブの、これは事業費に係る分ということで御支援をさせていた だいている部分はございます。

その中でですね、ここに記載の高齢者や障害者ということの中で、今後プログラムの充実を図っていくという働きかけもさせていただきながら、それに関しましては、特にですね、それを開いていただく指導者の育成というのがまず第一義になるのかなというふうなことも考えておりますので、そういう研修等も踏まえてですね、まずは指導者の育成を図りつつですね、総合型のほうでもそういう教室を開いていける体制をやっぱりつくっていかなければならないというような考え方に立っておりますので。

今の、現段階では、現在の事業費の中で少しずつ取り組んでいただけたらなというふうな考え方に立っております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

教室等、何かイベントをするにしても若干の費用負担が発生するかと思いますし、参加者に費用負担を 求めるのもある程度当然かもしれませんけれども、その辺は若干お願いしたいなというふうに思っており ます。

次に、22ページをお願いしたいと思いますが、ここではスポーツ施設のソフト面の整備ということで、この2項目に施設使用料、また申請方法の見直し、予約システムの充実ということで、今回、主な取り組みの波線の修正3ということで、市民がわかりやすく利用しやすい手続というふうなことも、記載をプラ

スしていただきました。

今まで、それぞれ民間委託等をしている施設等もありますけれども、結構その普段の予約よりもですね、要はそのイベント大会などの先行予約におきましては、若干のトラブルもいろいろ発生しているようなことも聞いております。

今回こういう取り組みでわかりやすく利用しやすい手続のあり方を検討いただいているわけですけれども、早いうちに、まずできるかどうか、現在の取り組みを少しお聞かせをいただきたいと思いますが。

◎中村豊治委員長

スポーツ課副参事。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

先行予約等の関係でございますが、旧来の、旧伊勢市のところにつきましては、先行予約を大きな大会等につきましては現在でもやっているのでございますが、旧町村のところにつきましては現在なされておりません。

25 年度からですね、そこら辺も同じようにですね、大きな大会等につきましては検討していきたい、入れるようにしていきたいと考えておりますので、予約も出していただきながらですね、調整会議等も行っていきたいと考えております。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今まで、いろいろ合併からの地域的なものもありましてですね、いろいろあったのは理解いたしますけれども、しっかりマニュアル化をしていただいて、しっかりこの辺に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

はい、あと最後にしますが、隣の23ページですけれども、指定管理者制度の導入ということで、一部、 決算等でもお話させていただいているところもありますけれども、このページから見るとですね、これは フットボール場等もこれ検討に入っているのかなというふうな気もするのですけれども、今、何かその具 体的に指定管理者制度へ移行していこうというものがあればちょっとお聞きかせいただけたらなと思い ますが。

◎中村豊治委員長

スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは指定管理者制度の導入ということでお尋ねいただいております。

こちらの計画書に表示をさせていただいておりますフットボール場につきましては、施設の1例ということのなかで表記をさせていただいておりますので、ここの施設をという部分も当然、先々では考えていかなければならないという部分があるかと思いますが、これをということではございませんので、そこにつきましては御承知おきをいただきたいと思います。

今現在ですね、具体的にお話がまとまっている部分での施設というのはないわけなのですけれども、将来的にですね、考えていきたいというふうな施設につきましては、例えば野球場であったりとか地域のスポーツ施設というのか、地域の皆さん方が特に利用をされる割合が非常に高いというようなものがございます。

そういったものはですね、できる限り早期のうちにですね、お話もさせていただきながら、それぞれの団体さんで受けていただけるような形で進んでいきたいというふうに、今いろいろちょっと検討もさせていただいている部分はございますけれども、この場で、ここを何年からさせていただくという部分は、ちょっと今の段階では控えさせていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。

特にスポーツ施設においては、そのスポーツの専門知識等が当然必要なことでありますけれども、スポーツ以外の利用もですね、例えば野球場であればそこで屋外コンサートをしたりとかですね、いろいろと違う使い方も、効果が見込めるものもたくさんあると思いますので、是非積極的にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市就学前の子供の教育・保育に関する検討委員会の設置について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市就学前の子供の教育・保育に関する検討委員会の設置について」の報告を願います。 健康福祉部次長。

●鈴木健康福祉部次長

それでは、伊勢市就学前の子供の教育・保育に関する検討委員会の設置について御報告申し上げます。 資料6をごらんください。

まず、1のこの検討委員会を設置する趣旨ですが、現在、国におきまして、幼稚園、保育所等の抜本的な制度改革、子供子育で新システムが検討されております。

当市では、就学前の子供に保育所や幼稚園等での諸施設で、より充実した教育・保育が行われることを願い、平成19年8月に伊勢市の就学前の子供の教育・保育に関する整備方針を策定し、今後の公立保育所と公立幼稚園のあり方をお示ししたところでありますが、今回、国が現在検討中の幼稚園・保育所に関する新たな制度に沿って方針を見直していこうとするものでございます。

そして、方針を見直すに当たりまして検討委員会を設置し、就学前の教育・保育のあり方について協議 及び検討を行っていただこうとするものでございます。 次に、2の委員構成でありますが、学識経験者としまして幼児教育、保育に精通した大学教授2名、公立と私立それぞれの幼稚園の職員と保護者の代表、公立・私立それぞれの保育所の職員と保護者の代表、学校関係者としまして小学校長、以上で、11名で構成したいと考えております。

次に、3の今後の予定でございますが、今月 20 日に委員の委嘱等を行い、第1回の検討委員会を開催 する予定です。

その後、年内に協議を重ね、平成25年1月に検討委員会からの提言をいただきたいと考えております。 検討委員会からの提言をいただいた後、平成25年度中に新たな就学前の子供の教育・保育に関する整備方針をお示ししたいと考えております。

なお、この検討委員会の事務局は健康福祉部と教育委員会事務局で担当し、方針の見直しについても双 方で協議・連携しながら進めてまいります。

最後に、4の講演会の開催についてですが、就学前の子供のための施設のあり方や、幼稚園、保育所等の抜本的な制度改革、子供子育て新システムの国における検討状況などの現状を知り、今後考える機会として、講演会を開催いたします。

3月11日、日曜日の午後1時30分からハートプラザみそのにおきまして、大阪市立大学の山縣文治教授を講師としてお招きします。

山縣教授は国における子供子育で新システム検討会議の作業グループのメンバーであり、その会議の中の全てのワーキングチームのメンバーでもあります。

認定こども園制度のあり方に関する検討委員会の座長も務めてみえました。

幼稚園・保育所の保護者の方々をはじめ、広く市民の方々の参加を募り、また幼稚園・保育所の職員の 方々にも参加を呼びかけていきます。

既に、議員の皆様方にもチラシを配付させていただいておりますので、是非御参加をいただきたいと思います。

以上が、伊勢市就学前の子供の教育・保育に関する検討委員会の設置についての御報告でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

本件につきましては、報告案件でありますので、この程度で終わります。

【保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について】

◎中村豊治委員長

次に、「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」当局から報告をお願いをいたします。 医療保険課副参事

●西川医療保険課副参事

それでは、関係課を代表いたしまして、新年度から開始を予定しております公金のコンビニ収納について、御報告申し上げます。

今回、報告いたします内容は、来る平成24年4月1日から、同日以降に発行された納付書によってコンビニエンスストアにて24時間、公金を納付することができるようになったものでございます。

従来からコンビニエンスストアで取り扱うことができる市税や、上下水道使用料金に加え、新たに、国 民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、住宅使用料が対象となります。 納付いただける場所は、日本代理収納サービス協会に加盟している大手コンビニエンスストアで、昨年 11月末現在では、市内35店舗、全国では約4万5千店舗が御利用いただけます。

なお、今回の収納サービスについては、市税のコンビニ収納契約更新に際して取扱料目を拡大したものであり、業務委託先は岐阜県の株式会社電算システムとなっています。

基本料金として5つの料目一括で月額1万5,000円。1件につき55円の手数料が生じてまいりますが、 収納窓口を拡大し、納付者の利便性を向上するとともに、収納率アップへの一助としてまいりたいと思い ますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

本件につきましても報告案件でありますので、この程度で終わります。

【倉田山公園野球場の改築について】

◎中村豊治委員長

次に、「倉田山野球場の改築について」当局から報告をお願いをいたします。 スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは、倉田山公園野球場の改築について御説明いたします。

資料8をごらんください。

はじめに、これまでの経過でございますが、平成23年1月20日の教育民生委員協議会において、倉田 山公園野球場耐震調査業務委託の結果を御報告申し上げました。

その内容は、耐震調査の結果、倉田山公園野球場メインスタンドの耐震性能を示す I s 値が 0.36 と低く、耐震壁による耐震補強を行う必要があること。

耐震壁の設置を行うと施設内の使い勝手が著しく悪くなること、加えて、建築後 40 年以上経過していることから、経年劣化によりメインスタンドは雨漏りが生じており、防水工事が必要であること、さらに内外スタンドは傾斜がある土盛りのスタンドであるため、観覧、応援がしづらく、先進的な野球場と比べ設備的にも不十分であることなどから、耐震補強工事は行わず、改築により施設の整備を進める方針について御説明を申し上げました。

また平成23年11月17日の教育民生委員協議会では、事業概要並びに財源として、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるtoto助成金について、及び新たにバックスクリーン一体型のフルカラーLEDスコアボードの新設についての御説明を申し上げました。

このような方針に基づき、倉田山公園野球場の改築について準備を進めてまいりましたが、財源として 予定しておりましたスポーツ振興くじ助成金の平成24年度の助成内容が大きく変更となりました。

2スポーツ振興くじ助成金についてをごらんください。変更点は大きく2点でございます。

まず1点目でございますが、これまでは同一事業であっても、年度を継続して、例えば平成23年度、 平成24年度と続けて助成を受けることができましたが、変更後は同一事業について、年度を継続して受けることが、交付申請することができなくなりました。

次に2点目でございますが、助成対象経費の範囲について、これまでは野球場として施設の工事全体が 対象として認められておりました。 しかし、平成 24 年度の取り扱いでは、助成対象経費の範囲が競技の実施に直接必要なスペースとして グラウンド、附帯施設として防球フェンス等へと定義づけられました。

このため、これまで助成対象経費として認められていたメインスタンド及び内外野スタンドが対象外経費となり、予定しておりましたスポーツ振興くじ助成金の見込み額が大きく減少することとなります。 裏面をごらんください。

このように変更となった理由でございますが、東日本大震災の影響を受け t o t o の売り上げが減少したこと、また減少した財源の中から、その一部の震災復興支援に充てることなどが主な要因であると伺っております。

次に、実施年度及び事業費 toto助成金の表をごらんください。

この変更により、当初予定していました to to 助成金の 2 億4, 300 万円は、人工芝グラウンドの整備、 4,800 万円となり、助成金は 1 億9,500 万円の減となります。

この結果、交付税措置後の実施的な一般財源の負担額は3億4,500万円となり、前回、御説明申し上げた一般財源負担額2億8千万円と比較して6,500万円の増加となる見込みでございます。

最後に、今後の方針でございますが、冒頭に御説明申し上げましたとおり、倉田山公園野球場メインスタンドは、平成22年度に実施した耐震診断の結果並びに建築後の経過年数を総合的に判断し、改築により施設の整備を行うとの方針を立てております。

また改築に当たっては耐震性の確保に加え、施設の利便性の向上を図るため、利用団体との協議を行い 内外野スタンドの観覧、応援環境の改善、メインスタンド部における観客と選手等の動線の重なりの解消 や、屋内練習場設置等の設備の充実、グラウンドの人工芝からの意見を集約し、改築に向けた取り組みを 進めてまいりました。

さらにプロ野球オープン戦やスポーツ大会等の誘致など、子供たちに夢を与えることができる環境づく りとしても、倉田山公園野球場の改築は必要であると考えています。

そのため、一般財源の負担額をできる限り軽減するため、財源確保についてスポーツ振興くじ助成金に限らず、新たな財源の確保にも努め、整備を進めたいと考えています。

具体的には、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業となるよう、国との協議を進めているところで ございます。

以上、倉田山公園球場の改築について、御報告を申し上げました。 何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

◎中村豊治委員長

本件につきましても報告案件でありますが、特にございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

それではこの程度で終わります。

【北浜幼稚園の休園について】

◎中村豊治委員長

次に、「北浜幼稚園の休園について」当局から報告をお願いいたします。 教育総務課長。

●计教育総務課長

それでは北浜幼稚園の休園につきまして御説明を申し上げます。

資料9をごらんください。

昨年12月22日、平成24年度の第2次入園児募集を締め切ったところ、参考の1に記載のとおり、北 浜幼稚園は新規の応募者はございませんでした。

その結果、このまま推移いたしますと、来年度の北浜幼稚園の園児数は4人になる見込みでございます。 伊勢市立幼稚園につきましては、これまで伊勢市の就学前の教育・保育に関する整備方針に従い、整理 してまいりましたが、幼保一体化をはじめとする国の子供子育て新システムの動向を踏まえて、一昨年6 月22日開催の教育民生委員協議会におきまして、同方針を凍結し、見直すことをお示しいたしました。

この件につきましては先ほど、こども課のほうからも御説明がございましたが、このため、伊勢市立幼稚園の整備につきましては、同方針の前に策定をされました伊勢市立幼稚園整備方針に従って行うこととしており、その中では、施設の園児集団の最低人数 15 人を下回った段階で、翌年度の新たな園児募集を停止し、廃園または休園するとされております。

これにしたがいまして、北浜幼稚園につきましては、平成 25 年度の園児募集は行わず、在園児が卒園 する平成 24 年度をもって休園とするものでございます。

なお、保護者及び自治会等地域の皆様にもこの方針をお伝えし、理解を求めてまいりたいと考えております。

以上、北浜幼稚園の救援について御報告を申し上げました。 よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

本件につきましても報告案件でございますので、この程度で終わります。 以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会をいたします。 長時間、御苦労さまでした。

(閉会 午後 2時01分)